別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第八条第二項、第二十四条第二項、第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第八条第二項、第二十四条第二項及び第二十七条第一項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十七条第一項
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付した第五条の規定による改正前の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書は、それぞれ第五条の規定による改正後の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書とみなす。